研究ノート

養護教諭の研究活動に関する一考察 - 地区研究活動との関わりを通して-

落 合 賀津子

北里大学看護学部

1. はじめに

「養護教諭が専門職である限り、その専門性に立った研究活動は必須である。」」といわ れている。養護教諭は学校において医学・看護学の専門的知識を有する唯一の教育職員で あり、その職を専門職と考えることに疑いはないであろう。が、ここで今一度、専門職の 定義について確認したいと思う。定義や要件は様々であるが、田中²が紹介している専門 職の要件「①高度な専門的知識や技術を持つこと、②職務に関して高度の自律性を持つこ と、③専門職集団を形成すること、④独自の倫理綱領を持つこと、⑤体系的な教育システ ムを持つこと、⑥その職が専ら公益を促進すること | を参考に考えてみたい。①②③⑤⑥ の要件に関しては、一般的にも認識されているのではないかと思われる。では④の倫理綱 領はどうであろう。倫理綱領とは「専門職団体が、専門職としての社会的責任、職業倫理 を行動規範として成文化したもの」。「養護教諭の倫理綱領」4は日本養護教諭教 育学会の2015年度総会において承認されている。この倫理綱領の前文は「養護教諭は子ど もの人格の完成を目指し、子どもの人権を尊重しつつ生命と心身の健康を守り育てる専門 職であることから、その職責を全うするため、日本養護教論教育学会はここに倫理綱領を 定める。養護教諭が自らの倫理綱領を定め、これを自覚し、遵守することは、専門職とし ての高潔を保ち、誠実な態度を維持し、自己研鑽に努める実践の指針を持つものとなり、 社会の尊敬と信頼を得られると確信する。」と記されている。そして、「基本的人権の尊重、 公平・平等、守秘義務、説明責任、生命の安全・危機への介入、自己決定権のアドボカシー、 発育・発達の支援、自己実現の支援、ヘルスプロモーションの推進、研鑚、後継者の育成、 学術的発展・法や制度の確立への参加、養護実践基準の遵守、自己の健康管理 | という14 の条文から構成されている。以上のことから、養護教諭は専門職としての要件を十分満た していると考えられる。つまり、専門職としての養護教諭は研究活動を行わなければなら ない立場であるということは明白である。また、養護教諭は我が国固有の職種であり、そ の職務の特性から専門職としての学問体系の構築が課題とされている。そのためにも、養 護教諭の研究活動の充実を図ることが必要なのである。

これまで述べてきたように養護教諭にとって研究活動が責務であるということから、各自治体の養護教諭部会においても組織的に研究活動が推進されている。筆者は2022年度からA県立高等学校B地区養護教諭部会の研究に関する助言をさせていただいている。B地区の養護教諭は多忙な中であっても研究に真摯に一生懸命取り組んでいる。しかしその関わりの中で、研究を進めていく上での困難感を感じることが少なくない。そこで、A県立高等学校の養護教諭が研究を進めていく上での課題を検討し解決する方法について模索するとともに、養護教諭の研究活動の意義について考えていきたい。

2. 養護教諭の行う研究とは

研究とは「一つの問題意識のもとに、明確に設定された一つの課題を解決するために、 計画的・系統的に情報を収集し、それを適切な認識的枠組み(理論あるいは仮説)のもと に分析解釈し、さらにその成果を第三者がアクセスできるような形にまとめて社会に公表 する、という一連の知的活動のこと」⁵である。では、養護教諭が取り組むべき研究、か つ取り組みやすい研究とはどのような研究であろうか。直接子ども達の健康課題に接する 学校教職員という立場から、日々の実践の中で生じる問題意識から始める研究が取り組み やすく、研究意欲も持続しやすいであろう。また、この実践から生まれた問題を明確化し、 それを研究課題として検証していくことで、その結果を児童生徒に直接還元できるという 利点がある。さらに、研究プロセスにおける論理的な思考過程は日々の子どもへの対応や 学校保健組織活動の運営にも生かすことができ、自身の養護教諭としての資質・能力の向 上につながる。朝倉[°]は養護教諭の研究について「養護実践や児童生徒の健康管理、学校 保健に役立つ知識や技法を生み出したり、既存のものを改良したりすること、養護教諭が 経験的に実践してきた活動の効果、経験から生じた疑問を確かめることなど |としている。 また、「養護教諭の実践(知)や経験(知)を言語化・体系化する」ことを目的として設立 されている日本養護実践学会の副理事長(学会創設時)古田 は養護教諭の実践について、 「実践内容を記録し(言語化し)、その記録で実践の成果を振り返る一方で、他者からの 評価を受けながら、さらにより良い実践を生み出していくという姿勢が重要である。その ような実践と評価の往還の中心に据えたい行為こそが"研究"である。」と述べている。つ まり、養護教諭にとって必要な研究とは、日々の教育実践から生まれる課題や有効である と思われる活動内容を検証し、その結果及び考察を研究会や学会等で公表することで客観 的評価を受けるという一連のプロセスを踏むことであると考える。

3. 研究活動を進める上での課題

1) 養護教諭の職務・役割について

「養護教諭にとって実践的研究活動が必須である」とはいうものの、答申や法において

養護教諭の職務・役割はどのように示されているのかを確認していきたい。

近年の社会環境や生活様式の変化は児童生徒等の心身の健康に大きな影響を与え、いじ めや不登校、自傷行為、薬物乱用、生活習慣病の兆候、アレルギー疾患、災害や事件・事 故発生による心的障害、新興再興感染症(新型コロナウイルス感染症等)流行などの問題 を生じさせている。このように深刻化・複雑化・多様化した現代的な健康課題の解決に向 け、養護教諭の役割は拡大している。

養護教諭の役割については、昭和47(1972)年及び平成9(1997)年の保健体育審議会 答申において主要な役割が述べられ、続いて中央教育審議会答申(平成20(2008)年1月) において役割の明確化が図られた。

中央教育審議会答申(平成20(2008)年1月)「子どもの心身の健康を守り、安全・安心 を確保するための方策について一のなかで、養護教諭の役割については以下のように示さ れている (一部抜粋)。

2学校保健に関する学校内の体制の充実

(1) 養護教諭

①略

② 養護教諭の職務は、学校教育法で「児童生徒の養護をつかさどる」と定められており、昭 和47年及び平成9年の保健体育審議会答申において主要な役割が示されている。それらを踏ま えて、現在、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談活動、保健 室経営、保健組織活動などを行っている。

また、子どもの現代的な健康課題の対応に当たり、学級担任等、学校医、学校歯科医、学校 薬剤師、スクールカウンセラーなど学校内における連携、また医療関係者や福祉関係者など地 域の関係機関との連携を推進することが必要となっている中、養護教諭はコーディネーターの 役割を担う必要がある。

このような養護教諭に求められる役割を十分果たせるよう、学校教育法における養護教諭に 関する規定を踏まえつつ、養護教諭を中核として、担任教諭等及び医療機関など学校内外の関 係者と連携・協力しつつ、学校保健も重視した学校経営がなされることを担保するような法制 度の整備について検討する必要がある。

(3)~(8)略

上記の中央教育審議会答申(平成20(2008)年1月)を踏まえ、学校保健法の改正が行 われた。この改正により保健と安全の両方を規定した法律であることを明確化するため、 学校保健法は「学校保健安全法」と改称された。養護教諭に関わる新たに規定された主な 条文は以下の通りである。

- ○保健室(第7条):学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関す る措置を行うため、保健室を設けるものとする。
- ・従来は健康診断、健康相談、救急処置だけの例示であったが、新しく保健指導が位置付けら れたことにより養護教諭の職務の明確化が図られた。また、旧法では「保健室」は雑則に位置 付けられていたが、今回の改正で本章に位置付けられた。
- ○保健指導(第9条):養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の 健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認

めたときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うものとする。

- ・養護教諭を中心として関係教職員と連携した健康相談、保健指導、健康観察が法に明確に位置付けられるとともに、保護者への助言も盛り込まれるなど充実が図られた。
- ○地域の医療機関等との連携(第10条): 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。
- ・児童生徒の心身の健康課題を解決するに当たって、医療機関等との連携を必要とする事例が 増えている中、地域の医療機関等との連携が法に位置付けられ、保健管理などの充実が図られ た。
- ○危険等発生時対処要領の作成(第29条): 3 学校においては、事故などにより児童生徒等に 危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の 健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これら の者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。
- ・災害や事件事故後等が発生した後の心のケアが重要であることから、心理的外傷等の心身の 健康に対する影響を受けた子どもや関係者(教職員・保護者等)の健康を回復させるため、必 要な支援を行うものとされ、心のケアが法に位置付けられた。

中央教育審議会答申及び学校保健安全法等から、養護教諭の主な役割を考察すると以下のとおりである。

- (1) 学校内及び地域の医療機関等との連携を推進する上でコーディネーターの役割
- (2) 養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な健康相談、健康観察、保健 指導の充実
- (3) 学校保健センター的役割を果たしている保健室経営の充実(保健室経営計画の作成)
- (4) いじめや児童虐待など児童生徒等の心身の健康課題の早期発見、早期対応
- (5) 学級(ホームルーム)活動における保健の指導をはじめ、T・Tや兼職発令による 保健教育への積極的な授業参画と実施
- (6) 健康・安全にかかわる危機管理への対応 救急処置、心のケア、アレルギー疾患、感染症
- (7) 専門スタッフ等との連携協働

以上のように、答申や法における養護教諭の職務・役割の中に「研究」は明示されていないものの、専門職という点から研究が責務であることは既に述べたとおりである。しかし、養護教諭は各学校において一人配置が多く、上記に示した職務・役割でさえ一人で遂行することは困難と思われる。

ではここで、養護教諭の職務の中心である保健室における児童生徒対応の実態から多忙さについて考えてみたい。平成28 (2016) 年度に日本学校保健会が実施した「保健室利用状況に関する調査報告書」¹⁰は、平成23 (2011) 年度の同調査と比較した貴重な報告書である。この調査の調査期間は平成28 (2016) 年10月第1週、調査対象は保健室に来室した児童・生徒および養護教諭等、調査対象校は全国から無作為に抽出された小学校・中学校・高等

学校である。抽出校数は各校種1300校という大規模調査である。調査結果の考察において は「体の健康に関する状況の調査では、アレルギー疾患が最も多く、アドレナリン自己注 射薬の処方を受けている児童生徒も大幅に増えていた。アナフィラキシーショックなどの 緊急を要する症状が起きた際の救急体制の確立や、研修を通じた教職員の資質向上など、 アレルギー疾患等を有する児童生徒の保健管理の充実を図ることが必要である。養護教諭 が把握した問題や健康相談の内容は、今回の調査では、発達障害に関する問題が増加する とともに、従来の心身の健康問題に加え、人間関係の問題、いじめに関する問題、学習に 関する悩みなど多岐にわたっていた。また、救急処置の内容も多様であった。養護教諭は、 児童生徒のサインにいち早く気付くことができる立場であることが期待されている。養護 教諭は学校において一人配置が多いことから、児童生徒一人一人の健康課題に応じ、きめ 細やかな対応ができるよう資質の向上が求められるとともに、他の教職員やスクールカウ ンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、地域の専門 機関等との連携した対応の充実が重要である。」と述べられている。この考察からわかる ように、児童生徒の健康課題の複雑化・多様化に伴う養護教諭の多忙化が考察されている にも関わらず、その対応の充実に関しては養護教諭の自助努力に任されているようにも読 み取れる。

次に、およそ20年前にはなるが、養護教諭の多忙さについて筆者の養護教諭1年目の経験からも述べてみたい。筆者は看護師・看護教員を経験した後、自身の研究テーマであった性教育を実践したいという思いもあり、30代で高等学校養護教諭に転職した。赴任先は840人程度の生活指導上の課題が多い高等学校であった。入職すぐの4月からは、一般的な救急処置に追われながら、前年度から継続していた保健室登校、教科担任や友人とのトラブルを起因とした精神的問題、虐待、自傷行為、暴力行為等、心の健康への対応が必要となった。もちろん養護教諭だけで対応する事案だけではないため、担任や教科担任、管理職、スクールカウンセラーに相談しながら連携し対応をした。同時に養護教諭としてどう支援すべきかを考えるためにも、勤務校に年間10日程度派遣されている専門指導員(退職養護教諭)の指導助言を受けながら、関連する資料を用いて学習を続けた。さらに4月から7月は日常の保健室対応と並行して健康診断の準備や事後措置を行わなければならない。課業日は生徒対応を優先するため事務的な職務はほとんどできず、休日出勤をせざるを得ない状況が続いた。

2学期になると文化祭に向けた保健委員会の生徒への指導を本格的に進めていった。また、文化祭や修学旅行等の行事に伴う人間関係の悩み、デートDVや妊娠したかもしれない等の相談が増えた。そして、今はヤングケアラーというネーミングで支援対象と認識されているが、当然当時からそのような生徒は存在し、親が精神疾患である生徒が生活上の辛さを話しに来るようになるなど、2学期になっても相談件数が減ることはなかった。なぜ保健室でSOSを出す生徒が多かったのだろうか。実は筆者は生徒に対しては患者の話を

聞く時の半分程度の集中力でしか聞いていなかった。つまり、生徒に対して十分に話を聞いているという実感はなかった。というより、保健室には常に来室者があることからじっくり話を聞くことが出来ないというのが現実であった。そして、問題を乗り越えていくのは生徒自身であると考え、タイミングを見計らった上で課題を生徒に提示し、時には厳しい指導も行うというスタイルであった。にもかかわらず、生徒の多くは「こんなに話を聞いてもらえたことがない。」と言うのである。話を聞いてもらいたいというneedsがあるにもかかわらず、話を聞いてもらえていないと感じている生徒が予想以上に多いということに驚くと共に、教育相談や健康相談の充実を図ることの必要性を痛感した。このような多忙な中でも事故無く職務を遂行し、2学期を乗り越えることができたのは、管理職を始め教職員やスクールカウンセラーが保健室の状況を理解し、サポートしてくれたからと考える。

3学期になると3年生の登校が少なくなったこともあり、保健室の来室者も減少し休日出勤も少なくなった。そこで、じっくりと1年間の学校保健活動を振り返り、次年度に向けた保健室経営の改善点や学校全体で解決しなければならない課題を分掌や管理職に提案し、共に対策を考えていく計画を立てていた。が、その矢先に原因不明の肺炎で入院することとなってしまった。学内の教職員のサポートを受けながら進めてきた学校保健活動であったにも関わらず、健康を害してしまったということは、私自身の職務に対する優先順位の判断やスキル不足、生徒対応への未熟さがあったからかもしれない。しかし、未熟な分を休日出勤で補い、自分の持てる能力を発揮して職務に当たってきたにも関わらず、自身が希望していた、そして養護教諭の役割の一つである集団に対する保健教育への参画が全くできなかったことを考えると、文部科学省が提示している養護教諭の役割を果たすこと、まして研究活動を実施することは養護教諭一人配置では困難であると感じざるを得ない1年であった。

2) 養護教諭の複数配置について

養護教諭の役割が拡大していく中でその役割を確実に果たし、さらに研究活動を行うためには養護教諭の複数配置が必要と考える。では、養護教諭の複数配置の基準はどのように規定されているだろうか。

公立学校の養護教諭の定数については「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」¹¹および「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」¹²で規定され、児童生徒数に応じて算定した基礎定数と「いじめ、保健室登校など心身の健康への対応」等を目的に年度予算で配置される加配定数がある。基礎定数により、小学校は児童数851人以上、中学校・高等学校は生徒数801人以上、特別支援学校は児童生徒数61人以上の学校で複数配置と決められている。このように算定される教職員定数に関し、都道府県の教育委員会は児童生徒の実態や特別な配慮が必要な事情がある場合等によって弾力的に教職員を配置している。

実際の複数配置率は、令和4(2022)年度の全国養護教諭連絡協議会が全会員を対象に行っ た「令和4(2022) 年度養護教諭の職務に関する調査報告書 | ¹³で示され、小学校9.440校 の7.5%、中学校4.578校の10.0%、高等学校(全日制)2.136校の33.7%、特別支援学校646 校の58.2%であった。また、平成20(2008)年度から令和3(2021)年度までの年次推移は、 小・中・高等学校では横ばいであり、特別支援学校では減少していた14。以上のことから、 養護教論の役割が拡大している実態があるにも関わらず、複数配置が進んでいない状況が わかる。

2023年1月1日の中日新聞Webには『養護教諭が足りない!全国アンケートで9割超が「増 員が必要 | 子どもの問題は多様化しているのに、公立小中は大半が1人勤務 | ¹⁵という見 出しの記事が掲載された。中日新聞が養護教諭の配置に関し、全国47都道府県と20政令指 定都市の教育委員会に対してアンケートを実施したところ、93%の教育委員会が「拡大、 基準緩和が必要」と回答し、その理由として「不登校や虐待、発達障害など子どもが抱え る問題が多様化していることに加え、感染症対策など学校保健の中心である養護教諭の役 割の増加など」を挙げている。そして、このアンケート結果について文部科学省の担当者 は「これまでも計画的に配置改善を図ってきた。近年、複数配置基準の緩和はできていな いが、心身の健康に対応するため追加的に措置している。」と話している。この文部科学 省の回答からは、積極的な配置基準の改善が今後早急に実施されることは期待できないよ うに思われる。

養護教諭が複数配置を希望する割合については、教育委員会の希望と同様に8割という 高い調査報告がある¹⁶。複数配置における成果については、堀下らが複数配置校での勤務 経験を有する10年未満の若手養護教諭へのインタビューを分析することで論じている"。 その分析結果では、複数配置が子どもにとって「問題への適切な対応」「子どもの安心感・ 満足感の高まり | 「教育的支援の強まり | という成果、学校や組織にとって「組織的対応 の充実」「教員の安心感の高まり」という成果、若手養護教諭にとって「養護教諭として の成長」「精神的なゆとり」「仕事の効率化」という成果があることが明らかになった。複 数配置であることで仕事が効率化され精神的なゆとりを持てるということは、研究活動に 取り組みやすい環境であるともいえる。また、若手養護教諭にとって複数配置のメリット は、OJT (On the job training) が機能することから力量形成も期待できる。しかし、多 くの学校で養護教諭が一人配置であることを考えると、勤務校において同じ職種の養護教 諭からタイムリーに学ぶ機会はなく、力量形成に課題があることは否めない。そこで、養 護教諭の力量形成や資質向上に向けた育成の現状について考えてみたい。

3) 養護教諭の育成環境について

養護教諭を含む教員の研修については教育公務員特例法に規定されているが、平成18 (2006) 年12月に改正された「教育基本法」にも盛り込まれたことで、教員の「研究と修 養」の充実がより一層求められている¹⁰。

教育基本法第9条

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な氏名を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

教育公務員特例法第21条

教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

「中央教育審議会答申(平成27 (2015) 年12月)」を踏まえ、教育公務員特例法の一部を 改正する法律(平成28 (2016) 年法律第87号)が成立した。改正の概要は以下の通りである¹⁹。

教育公務員特例法の一部改正の概要(抜粋)

- ●校長及び教員の資質の向上に関する指標の全国的整備
- ・文部科学大臣は、以下に述べる教員の資質の向上に関する指標を定めるための必要な指針を 策定する。
- ・教員等の任命権者(教育委員会等)は、教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、 指標に関する協議等を行い、指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適正に応じて その資質の向上を図るための必要な指標を定めるとともに、指標を踏まえた教員研修計画を定 めるものとする。

上記の改正を受けて、教員等の任命権者である各教育委員会は教員の資質向上に関する指標を策定し研修計画を定めている。もちろん養護教諭も対象であり集合研修等が保障されてはいるが、他の一般教諭と異なり一人配置であることから、勤務校におけるOJT(On the job training)はほとんど機能しない。そのため新任養護教諭の力量形成が不十分となり、児童生徒のアセスメントや救急処置、保護者対応に困難感を感じていると報告されている²⁰。前述したように複数配置によって新任養護教諭の育成環境が保障されることが望ましいが、早急に配置基準が改善されることは期待できない。このような状況に対し、各教育委員会は退職養護教諭を活用した様々な対策をしている。例えば、指導力のある退職養護教諭を教育委員会の所属とし、アドバイザーとして各学校に派遣するというような方法で育成を推進している教育委員会もある。

筆者が研究助言に関わっているA県教育委員会においては、各キャリアステージに応じて体系的・効果的に教員研修が実施できるように教員研修計画が定められている。養護教諭の研修方法はどのステージにおいても机上あるいは集合研修である。さらにA県教育委員会は高等学校においては複数配置という取り組みをし、新任養護教諭の育成環境の向上を図っている。つまり、新任養護教諭の複数配置の相手が指導教員の役割を担うということである。その際、可能な限り指導教員が退職養護教諭となるように配慮している。前出の堀下らの研究結果で示されているように複数配置による若手養護教諭にとってのメリットは大きいことから、このA県の取り組みは有効であると思われる。しかし一方で複数配置による「相性が悪いと関係作りが難しい」などのデメリットも考えられる。堀下ら

の同研究においても、若手養護教諭の複数配置の課題として「精神的な負担」「仕事のや りづらさ」が明らかになっている。実際に、若手養護教諭の中には相手の養護教諭との 人間関係に悩み、休職に追い込まれるケースもあるといわれる。A県高等学校の複数配置 においても同様の課題があると推察される。この課題を解決するには、新任養護教諭は謙 虚な気持ちで日々努力し、経験豊かな養護教諭は新任の背景を理解して育成に取り組む必 要があるであろう。そして、お互いの児童生徒観や養護観をすり合わせながら、支援方法 等について話し合う際には根拠に基づいた論理的な意見交換が望ましい。また、経験豊か な養護教諭は、自己の実践を言語化し論理的に新任養護教諭に伝えることが必要である。 また、複数配置に加え、指導力のある退職養護教諭をA県教育センター所属のアドバイザー として雇用し、若手養護教諭の相談窓口や各学校の派遣サポーターとして活用するような システムを作ることでさらに育成環境が充実するのではないかと考える。

4. A県立高等学校養護教諭の研究活動への取り組みについて

A県教育委員会では新任養護教諭の育成目的に限らず、複数配置に積極的に取り組んで いる。主に専任養護教諭と臨時的任用あるいは非常勤との組み合わせが多く、当該校の課 題や実情に応じて配置期間が決まっている。つまり、A県立高等学校では養護教諭の複数 配置が進んでいることから比較的研究活動に取り組みやすい環境が整えられていると考え られる。しかし実際には養護教諭の研究に対する困難感を感じる場面が少なくないことか ら、その要因と解決策について考えてみたい。

繰り返しとはなるが、養護教諭が研究に取り組むことは責務である。A県の養護教諭が 研究活動を進めていく方法としては、個人的に学術学会に入会し、自らが立てたリサーチ クエッションに対し研究を進め、学会発表を経て論文とする方法が考えられる。また、学 校に在籍しながら期間限定で研究生となり、大学等で研究活動に専念する場合もある。な かには勤務を続けながら社会人を対象とした大学院で研究に取り組むこともあるであろ う。いずれにしても、大学教員等から専門的な指導を受けながら進めていくことと思う。 しかし、このような方法で研究活動に取り組むことは容易ではないであろう。まずは研究 の取り掛かりとしては、A県高等学校教科研究会養護部会・A県立学校保健会養護教諭部 会(以下、養護部会)の事業である研究に参加する方法がよいのではないだろうか。

2023年度 A県高等学校教科研究会養護部会規約において、その目的が「本会は、養護 教諭の職務の研究を通じ、県下高等学校教育の発展をはかることを目的とする。」と掲げ られ、事業内容の項目の一番目に「養護教諭の職務に関する研究発表」と示されている。 また、同年度A県立学校保健会養護教諭部会規約において、その目的が「本会は会員相互 が協力し、児童、生徒の心身の健全な発達を目指して調査研究を行い、学校保健の発展に 寄与することを目的とする。」と掲げられ、事業内容の項目の一番目に「学校保健に関す る調査研究」と示されている。この養護部会はA県内の高校を地区ごとに分け、各々に地 区研究会(以下、地区会)を置くことを定めている。各地区会ではテーマを決めた研究活動を3年間掛けて取り組み、最終年度に全体の研究協議会で発表をしている。毎年度2地区の研究が全体で発表されるように輪番制となっており、中心的に研究を担当する研究推進委員が地区内において数名選出される。

A県養護部会の会員の構成については、ここ数年複数配置が推進されていることもあ り、臨時任用の割合が増えている。しかし、臨時任用の場合、養護部会の活動全体を推進 するための役員を担うことはできず、研究推進委員を担当しても、雇用の関係上3年間と いう研究期間に渡り継続して携わることが難しい。さらに、専任養護教諭の異動のタイミ ングによっては、3年間継続して研究に関われる専任養護教諭が1名という地区も発生して しまう。このような不安定な人員構成であることから、特定の専任養護教諭にのみに負担 がかかり、研究に対する困難感を生じさせているのではないだろうか。加えて、研究のス キルが継承されにくいとう問題も生じさせているのではないかと思う。そのように考えた のは、筆者が5年程前から研究助言者として関わっている特別支援学校の状況との比較か らである。特別支援学校は複数配置であり、原則として専任養護教諭が配置されている。 必然的に地区会の会員も専任養護教諭で構成される。研究推進委員については研究期間で の交代はほとんどないことから、研究を進めやすい体制となっている。さらに、養護部会 が安定的な人員構成で組織されていることから、地区会において研究のスキルが継承され ている。また、複数配置が専任養護教諭同士であることから、学内においても研究に関す る継続的な議論が可能となり、力量の向上につながっていると考えられる。つまり、専任 養護教諭同士の複数配置は安定した体制で研究を継続させることができ、研究スキルの継 承を可能にしているということである。

以上のことから、A県高等学校養護教諭が地区会で研究を進めていくための困難感を軽減するためには、臨時任用ではなく専任養護教諭の複数配置が推進されていくべきである。

5. 研究につながる思考過程を育てる

当然ではあるが、養護教諭が研究に取り組むことによって、求められている本来の職務・役割を果たすことが蔑ろになっていては本末転倒である。まず優先すべきことは、養護教諭として日々真摯に職務に向き合い、必要なスキルを確実に身に付け、質の高い学校保健活動を展開することである。このように考えると、養護教諭として経験が浅い段階では本格的に研究に取り組むことは難しいように思われる。だが、日々の職務の中で研究につながる思考を育てることは可能である。例えば、アレルギー疾患や虐待等の健康相談・保健指導の事例を問題解決過程で進め、そのプロセスを言語化し記録として残すことは研究につながる材料となる。また、担任等の教職員との情報共有をする場合、SBARを活用するのも有効と思われる。SBARとは、状況(Situation)、背景(Background)、アセスメント(Assessment)、提案(Recommendation)の頭文字をとった、迅速かつ的確な情報伝

達のツールである。このツールを用いることで事実とアセスメントを混同することなく論 理的に思考することができ、さらに養護教諭としての考えを導きだすことができる。つま り、日々の児童生徒対応や教職員との連携の中で自身の問題解決思考や論理的思考を育て る工夫をすることが、研究に取り組むための力量形成につながると考える。

6. 最後に

2023年10月23日発行、日本教育新聞の社説の見出しは「養護教諭の増員 高い採用倍率、 2人配置を進めよ $\int_{0.00}^{24}$ であった。その記事では $\int_{0.00}^{\infty}$ 養護教諭の $\int_{0.00}^{20}$ 2023年度教員採用試験の倍率は $\int_{0.00}^{20}$ 2023年度教員採用試験の倍率は $\int_{0.00}^{20}$ 2023年度教員採用試験の倍率は $\int_{0.00}^{20}$ 2023年度教員採用試験の 倍と高水準を維持している。教員のなり手不足が課題となっている中で、採用する側は恵 まれた状況にあり、優秀な養護教諭を採用するチャンスだ。教員全体の定員を増やすこと は必要だが、学校現場の状況と教員採用試験の結果を見ると、特に優先順位が高いのは養 護教諭ではないか。各学校に2人の養護教諭を配置することは喫緊の課題である。」という ような心強い提言がされていた。養護教諭の複数配置の必要性について教職員以外から発 信されているということは望ましいことである。つまり、養護教諭への期待もそれだけ大 きいということである。その期待に対して養護教諭がなすべきことは、複数配置の有効性 を証明していくことである。その中には、研究活動が学校保健活動の発展につながるとい う証明も含まれるであろう。そのためには、養護教諭が養護教諭同士の横のつながりを強 化し、一人ひとりの力量を上げていくことが必要と考える。

引用文献一覧

- 采女智津江,編著:新養護概説11版,216,少年写真新聞社,2019.
- 田中朋弘:職業の倫理-専門職倫理に関する基礎的考察-橋木俊詔編著,働くことの 意味.ミネルヴァ書房.2009.
- 3 図書館情報学用語辞典第5版:倫理綱領 https://kotobank.jp/word/%E5%80%AB%E7%90%86%E7%B6%B1%E9%A0%98-9871 2023/10/25 検索
- 4 日本養護教諭教育学会:養護教諭の倫理綱領(2015.10.11) https://vogokyovu-kyoiku-gakkai.jp/wp-content/uploads/4d105782a0fbef67f73bb5dd 09fd65eb.pdf 2023/10/25 検索
- 采女智津江,編著:新養護概説11版,216,少年写真新聞社,2019. 5
- 朝倉隆司:養護教諭のための調査研究法入門, 18, 少年写真新聞社, 2013.
- 古田真司:養護実践における「実践」と何か、養護実践学研究、5(1)、1-2、2023. 7
- 公益財団法人日本学校保健会:学校保健の課題とその対応 養護教諭の職務等に関す る調査結果から-令和2年度改訂, 3-4, 2021.

- 9 公益財団法人日本学校保健会:学校保健の課題とその対応 養護教諭の職務等に関す る調査結果から - 令和2年度改訂. 5-6, 2021.
- 10 公益財団法人日本学校保健会:保健室利用状況に関する調査報告書 平成28年度調査 結果、39-40、2018、
- 11 文部科学省:公立調券教育譜学校の学級編成及ひ職職員定数の標準に関する法律 https://wwwhmext.gojp/a_meml/Shotou/tokubetu/material/07061116/003/005.htm 2023/12/12検索
- 12 文部科学省:公立高等学校の適正配置及ひ轍職員定数の標準等に関する法律 https:/yWwwmxt.gojp/a_menu/Shotou/tokubetu//mate]ial/07061116/003/059.htm 2023/12/12検索
- 13 全国養護教諭連絡協議会:令和4年度養護教諭の職務に関する調査報告書, 2023.
- 14 全国養護教諭連絡協議会:平成30年度養護教諭の職務に関する調査報告書, 2019.
- 15 中日新聞Web:養護教諭增 9割「必要」, 2023.1.1. https://www.chunichi.co.jp/article/610868 2023/10/25 検索
- 16 大野泰子,永石喜代子,米田綾夏他:養護教諭複数配置と男子養護教諭-質問紙調査からの検討:第2報-、鈴鹿短期大学紀要、28.95-107、2008.
- 17 堀下佳苗, 竹鼻ゆかり: 若手養護教諭からみた複数配置による成果と課題, 養護実践 学研究, 3 (2), 29-37, 2020.
- 18 公益財団法人日本学校保健会:学校保健の課題とその対応 養護教諭の職務等に関する調査結果から 令和2年度改訂,94-95,2021.
- 19 公益財団法人日本学校保健会:学校保健の課題とその対応-養護教諭の職務等に関す る調査結果から-令和2年度改訂,95-97,2021.
- 20 浅田知恵, 森佳世子:新任養護教諭が必要とする資質能力についての検討, 愛知教育大学研究報告 教育科学編69, 115-120, 2020.
- 21 飯嶋美里, 斎藤ふくみ:養護教諭の複数配置 現職養護教諭が考える理想的な複数配置の検討 , 茨城大学教育学部紀要(教育総合)(増刊号), 319-343, 2014.
- 22 後藤ひとみ,小川佳子,内山美奈子:複数配置校における養護教諭の活動実態-一日 の活動及び保健室来室者への対応から捉えた利点-,愛知教育大学研究報告 教育科 学編,54,47-55,2005.
- 23 堀下佳苗, 竹鼻ゆかり: 若手養護教諭からみた複数配置による成果と課題, 養護実践 学研究, 3 (2), 29-37, 2020.
- 24 日本教育新聞:社説「養護教諭の増員」, 10月23日3面, 2023.